第１４回 高知県四万十川流域保全振興委員会議事録（概要）

１．次第

日時：平成２５年３月２２日（金）　１４：００～１６：００

場所：高知共済会館　３階　中会議室

２．参加者：２４名

３．配布資料

第１４回高知県四万十川流域保全振興委員会　会議次第

第１４回高知県四万十川流域保全振興委員会　出席者名簿

資料１：新規の共生モデル地区(四万十町大正中津川地区)の協定について

資料２：重要文化的景観に係る公共事業指針(案)について

資料３：その他報告事項

４．結果

|  |
| --- |
| **○委員会の開催要件の充足**委員１４名のうち、８名の方が出席であるため、会の開催要件を充足。（高知県四万十川流域保全振興委員会施行規則第３９条第３項により委員の半数を超える出席が必要）**○本会の議題**１．新規の共生モデル地区(四万十町大正中津川地区)の協定について２．重要文化的景観に係る公共事業指針(案)について３．その他報告事項**○各議題について****１．新規の共生モデル地区(四万十町大正中津川地区)の協定について**【事務局】事務局が資料１に沿って、以下の項目を説明①四万十川条例における共生モデル地区の規定について②（新規の共生モデル地区である）四万十町大正中津川地区の概要説明③大正中津川集落の人と自然が共生する地域づくり協定（案）の説明【中越会長の意見】・住民側の取り組みについて、化学物質を極力排除した自然に優しい洗剤、肥料などを積極的に利用する取り組みをしますというところは非常に重要なところです。【植田委員の意見】・バクテリアを使った無農薬の方法もある。【四万十町大正総合支所】・化学物質アレルギーのお子さんの家族が、中津川地区へ移住したこともあって、化学物質を極力排除した取り組みを地区で行うこととなった。・今のところ無農薬の取り組みではなく低農薬の取り組みを今後も地元が継続して行っていくことになっている。【中越会長補足】・アレルギーの改善状態なり、確認できるようにしていただきたい。人が豊かに住めるというのは大事な指標。（議題について委員会は了承）**２．重要文化的景観に係る公共事業指針(案)について**【事務局】事務局が資料２に沿って、以下の項目を説明①重要文化的景観に係る公共事業指針の策定の経緯について②公共事業の整備指針（案）の内容説明（黒字は従来の四万十川条例環境配慮指針の内容であり、赤字は今回追加した内容。）【植田委員の意見】・道路構造物の項目で、自然林に戻しますという内容は素晴らしい。今までの木の香る道づくり事業の植生は周囲の景観と全く異質で、非常に偏った植物を密集して植えている。ぜひ実行していただきたい。【中越会長補足】・指針をつくるときに道路が一番議論する回数が多かったと伺っている。【アウテンボーガルト委員の意見】・西土佐では３０年前に桑畑があちこちにあったが、今はほとんどなくなっている。公共事業で桑畑の後をつぶしてしまわないようにできるか。【中越会長補足】・養蚕の生業がない（残っていない）状態で桑畑を別に再現する等は難しい。（文化的景観の制度上では）和紙の生産を四万十川でもう一回やっていくならば、桑畑を拡大すること等の対応はできるだろう。【西内委員の意見】・道路構造物の件だが、約数年前に土木部が作成して、四万十川周辺の河川と道路の構造物の施工事例というのを作った経緯があるが、それと今度の指針とオーバーラップしているが、どちらが優先なのだろうか。土木部との協議はできているか。【事務局の回答】・四万十川条例の環境配慮指針と土木部が作った施行事例集の思想や考え方は今も生きております。文化的景観の公共事業の指針作成時には道路課の確認を取っています。【平塚委員の意見】・案内板の設置、説明板の設置の項目で「各市町が行う看板などの設置については」ということはこの看板は文化的景観に関する説明板だけのことか。【中越会長補足】・これは公共事業指針なので、行政が設置する看板のことです。・景観保全のためには、看板を減らすのがよい。目的地の情報をカーナビの会社に早く出すとか、GPSのデータをどんどん発信するとかすれば、夜中に暗くて看板が見えないときでも目的地にたどりつけます。【梼原町から出た意見】・道路改良の項目の上から２行目「特に市町道の拡幅については」というところで、ここは何故特に市町道について縛りをかけたのか。【事務局(文化財課)の回答】・文化的景観の中で、保存すべき古往還や古い道等、そういうのが残っているのが、主に市町村の道路であるので、文化庁との協議の上、市町村道については残していくとの方針になりました。そのため、市町道の拡幅については指針を設けました。（議題について委員会は了承）**３．その他報告事項**事務局が資料３に沿って、以下の項目を説明【事務局】①高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の一部改正について②前回委員会において委員意見への回答（武石委員：津賀ダム発電所の冷水放流　福留委員：四万十川の（四万十町付近での）河床低下）【②の事務局の回答】（武石委員への回答）管理者である四国電力中村支店に問い合わせた結果、ダムに流入してくる水量は発電所で使う水量を越えた場合に増加分をダムから放流しており、ダムにたまった水が一挙に放流されている訳ではない。また、出水時のダム放流を行う洪水吐きのゲートといったものがダムの上部に取り付けられており、ダムの深い部分の冷水が一挙に流れるといった構造にはなっていない、という回答であった。ただし、県としては、四国電力との情報共有、連携を進め、今後とも河川環境については注視していきたい。（福留委員への回答）四万十町の河川区域は県の管理区間であるが、広範囲な区間と河川改修を実施した事例といったものが殆どないため、河床低下の現状については、十分把握できていない。しかし、水際近くに迫ったような道路擁壁の足元について石など自然素材を利用した護岸を設置することで改善を図った箇所もある。河川環境の課題については、今後とも地元の皆様や漁協の皆様からのご意見、ご要望を検討し、福留委員のアドバイスを伺い、対応していきたい。（①の議題について委員会は了承）【武石委員から出た意見】・理論的にも底の水が残って、上の水だけ流れてくることは考えられない。・ダムの底部の濁水の放流による水生生物への影響が心配。・中央漁協の組合長から、下流でも砂利が減ったという報告を受けている。・四万十市長の発言で汽水域が上流まで上がってきていたということもあり、河床が下がってきたのではないのだろうか。【事務局からの回答】・四国電力からは冷水といわれている底の水までは通常出してないとの回答でした。またこの地点での水生生物の調査はしていないが、水質調査の資料については武石委員には四国電力と情報交換して、再度説明したいと考えている。【中越会長の意見】・委員会としては次の点の確認をお願いしたい。１つ目は四国電力に選択取水をするようなダム操作をできないのかということと、ダム湖の湖底に何が溜まっているのかを早急に調べてほしいということ。２つ目としては、砂利についてはもう少し定量的に調べた方がよい。元の量がどれくらいあったか、そういう資料を調べてもらいたい。３つ目に漁獲の対象になっていないような生き物がどうなっているか見ておくのは必要だろう。【植田委員から出た意見】・（下田の港工事のための砂州消失について）砂州が戻らない限りは色々な面で四万十川の汽水域の水生生物あるいは魚、魚類の元の環境というものを戻すことができない。とにかく砂州の復元を何とかできないものか。そのことをこの委員会から県や、国（国土交通省、文化庁、環境省）に何とか提案をしていただけないかと思っている。【中越会長の意見】・砂州の件について、河口部（下田港）は文化的景観に入っていないので、四万十市が区域に入れないと、文化庁は話に乗らない。文化庁、国交省、環境省に砂州の復元について検討してもらいたいという要望書のようなものを作られたらどうだろうか。その際、行政が支援しやすいように住民の受け皿となる組織をつくることは必要である。 |

以上